

令和2年度 長門市社会福祉協議会事業計画

基本方針

国においては時代の変革に伴う新たな福祉の提供ビジョンが示され、「我が事・丸ごと」の掛け声のもと、地域住民の参画と協働による誰もが支え合う「地域共生社会の実現」が推進されています。

こうした動きのなか、長門市社会福祉協議会は、市の行政計画である「長門市地域福祉計画」と一体的に推進する第3次「長門市地域福祉活動計画」の4年目にあたる本年度、前計画から引き継がれた基本理念『みんなが主役、誰もが住み続けたいまちづくり』の実現を目指すと共に、市民の皆様から寄せられた意見や要望に耳を傾けながら、困った時に頼りにされる組織となるべく役職員が一丸となり様々な事業を展開します。

基本目標として◎「安全で安心な住みよい地域をつくる」◎「多様な福祉サービスを提供する」◎「自助・互助・共助を高める」の3本柱を掲げ、それぞれの柱に沿った基本施策をもとに事業を実施します。特に昨年度から立ち上げた、各部門をつなぐ仕組み『生活支援チーム』の機能を強化し、昨年度より設置したプロダクトマネージャーを中心に、多様な福祉課題を抱える方に対する個別支援の充実を図ります。※1 更に、市内の社会福祉法人をはじめとする関係機関、団体とも連携を取りながら、制度の狭間となっている様々な福祉課題に積極的に取組み、長門市の特色を活かした『福祉のまちづくり』を目指します。※1⇒10ページの図をご覧ください。

基本目標

- ① 安全で安心な住みよい地域をつくる
- ② 多様な福祉サービスを提供する
- ③ 自助・互助・共助を高める

基本施策

- ①-1 地域における相談・見守り体制の充実
- ①-2 支援の声をあげられない方への支援
- ①-3 安全・安心なまちづくりの推進
- ②-1 総合的な相談体制・支援機能の充実
- ②-2 多様な情報提供体制の整備充実
- ②-3 充実した福祉サービス供給体制づくり
- ③-1 心のバリアフリー化の推進
- ③-2 ボランティア活動の活性化
- ③-3 地域全体で支え合う体制づくり

組織別事業方針

★法人運営部門

(1)法人運営・(2)組織基盤の整備に関すること

急速に少子高齢化が進む本市においては、増加するひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への対策が最重要課題といえいますが、更にひきこもりや認知症、生活困窮といった様々な問題を複合的に抱えた方が急増しており、公的な社会福祉法人である本会の役割は益々重要になっていると考えます。これらの福祉問題に対応するためには、地域福祉、在宅福祉、児童福祉、総合相談等、様々な事業を展開している本会ならではの特性を活かし、各部門がスムーズに連携することが必要です。については一昨年度、理事会を中心とした「生活支援部会」を立ち上げ、あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築を目指して機構改革に取組む事を決定し、昨年度から新たな取組みとして生活支援チームを編成して多様な福祉ニーズに対応できる組織体制を構築しています。

また、これまで以上に関係機関、団体との連携を図れるよう、平成28年度から本会の部会的位置づけとして事務局を担っている長門市社会福祉法人地域公益活動推進協議会に所属する法人、施設は勿論のこと、地域福祉推進のキーパーソンである長門市民生委員児童委員協議会とも更に連携を深めるべく、協働体制を推進します。

第3次
長門市地域福祉計画
長門市地域福祉活動計画



平成29年3月
長門市
社会福祉法人 長門市社会福祉協議会

財政面においては、本会を安定的且つ長期的に運営し、事業を展開していくため、本来であれば市行政から満額補助であるべき公的事業に係る職員の人事費の補助率が、従前の県内最低70%から80%に増額となりました。しかしながら合併以降、この部門に対し、既に介護保険事業等の収益から2億5000万円以上を補填してきたこともあり、遂に自主財源が枯渇寸前となっています。よって本年度は虎の子の財政調整積立金を全額取り崩し、法人運営事業に投入することによる綱渡りの運営となります。また、会費及び寄付金も人口減少や市経済の疲弊、価値観の変化の影響も有ってか、特に香典返し寄付金の減少が著しく、この財源によって先駆的な福祉事業に取組んで参りました本会にとって、本年度はこれまでの経営形態を見直す大きな節目の年となります。今後も市民にとって最も身近な公的な法人であり、市民の皆様から信頼される組織であり続けることの出来る法人の有り方を模索する年となります。

(3)各種大会の開催に関するこ

7地区社協における福祉大会や福祉まつりの開催を奨励する目的の表彰行事開催助成制度を更に活用していくだけ、地域で熱心に福祉活動を実践されている方々にスポットを当てていきたいと考えます。

(4)募金活動に関するこ

赤い羽根共同募金運動創設70周年答申である「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造」の実現に向け、本会としても、地域住民や関係機関との協働による地域課題の解決の必要性を広報・啓発活動を通じ市民に積極的にPRし、募金への協力を呼び掛けていきます。また、皆様からいただいた募金を地域で有効に活用できるよう、運営委員会による配分計画を基に事業を展開していきます。

そして、共同募金会の全国共通助成テーマである「地域から孤立をなくそう」を具体的に実践するため、生活困窮やひきこもりなど様々な問題を抱える人が地域で孤立することなく、地域社会の一員として包み支え合う仕組みづくりができるよう、生活困窮者自立支援事業や地域活動支援センター「たけのこ村」ほか各関係機関及び地域と連携・協働を図っていきます。

(5)広報・啓発活動に関するこ

多くの市民の方に市社協の事業や活動を理解していただきため、年6回発行している広報紙「しあわせながと」やホームページによるリアルタイムな情報提供に加え、コミュニケーションツールであるフェイスブックを有効活用し市民の皆様と情報交換を図ります。

社協の広報活動は、市民への福祉啓発という意味合いだけでなく、法人運営の根幹となる住民会費の納入や善意銀行への寄付をいただこうえで、非常に重要な役割を持っています。もっと社協を知って頂き、福祉に関心を持っていただけるよう、様々な手法により内容を工夫し、充実を図ります。



▲ ほえっぴーのスタンプ

また、皆様からの公募により誕生した長門市社協PRキャラクター『ほえっぴー』は、市内の各種イベントや研修会、広報紙面等、様々な機会で活躍していますが、更に多様な各種キャラクターグッズを開発して、福祉に対する親しみやすさとイメージアップを図ります。現在、『ほえっぴー』のイラストは多くの方が利用しているLINEスタンプにも採用されるなど『ほえっぴー』を通じて長門市のPRにも一役買いたいと考えておりますので、引き続き応援をよろしくお願ひします。

(6)福祉団体等への活動助成に関するこ

市内で活動する福祉関係団体等に対し、共同募金配分金事業費より活動費を助成するとともに、地域福祉推進組織として地域のニーズに沿った福祉活動を展開している7地区社協に対しては、市社協会費と香典返し等寄付金から10%を活動費として還元します。また、昨年度に引き続き、市民に寄り添うキーパーソンとして献身的に活動されている民生児童委員協議会に対し活動費を助成しています。

なお、市民の皆様から頂いた貴重な浄財（寄付金）が適切に使われているのかという声が寄せられていることに対し、本会では平成27年度予算より地域福祉推進事業の中にサービス区分「善意銀行事業」を設置し、従来の法人運営事業から分離することで寄付金の使途を明確化し、より市民の方に分かり易い会計処理に取り組んでいます。

(7) 福祉教育、福祉人材の養成に関すること

本会では、市内の各学校や団体・市民の要望に応じ、様々な手法で「ふくし教育出前講座」を行っています。特に、小中学校において実施される福祉学習・体験においては、点字や手話の学習、アイマスク・車いす・高齢者疑似体験等の指導に職員やボランティアを派遣し対応するとともに、「長門市地域公益活動推進協議会」との協働により、豊富な知識や経験を持つ市内の社会福祉法人の職員の協力も得ながら、更に充実した指導ができるよう体制を整えています。また、引き続き、介護職員初任者研修を実施することで、本市における慢性的な介護労働力不足の解消や、一人でも多くの市民の方に介護に関する知識や技術を習得していただきます。

(8) 施設の管理・運営に関すること

長門市地域福祉センター、俵山幼稚園の適切な指定管理を行います。長門市地域福祉センターについては、2階相談室に「更生保護サポートセンター」（企画調整保護司が常駐・拠点とする事業）が開設されています。

施策区分	法人運営部門	分類								予算書 ページ	
		事務局	ふらっとホーム	たけのこ村	●支所		○地区社協				
(1) 法人運営に関すること					通	仙崎	深川	俵山	三隅	日置	油谷
①理事会、評議員会、監事會運営事業	①理事会、評議員会、監事會運営事業	●									20
	②事務局（支所）運営事業	●							●	●	
	③部会、委員会運営事業等	●	継 地域公益活動推進協議会事務局								
(2) 組織基盤の整備に関すること											
②-3	①苦情解決事業	●									20
	②第三者評価委員の設置	●									
(3) 各種大会の開催に関すること											
③-2	①社会福祉大会開催事業（奨励・支援）	表彰							○		20
	②介護フェスティバルながとの開催支援	●	継 地域公益活動推進協議会事務局（11月21日）								
(4) 各種募金活動に関すること											
③-2	①赤い羽根共同募金	●委員会									27
	②歳末たすけあい募金	●委員会									
(5) 広報・啓発活動に関すること											
②-2	①広報紙発行（しあわせながと）	●					○		○	○	21
	②ホームページ、facebookの運営	●									
	③ゆるきゃら「ほえっぴー」の活用	●		●授産							
	④ふれあいベンチ設置	●									
(6) 福祉団体等の活動助成に関すること											
③-3	①地区社協（7ブロック）助成事業	●									29
	②福祉団体、ボランティア、NPO等助成事業	●									
(7) 福祉教育、福祉人材の養成に関すること											
③-1	①介護職員初任者研修受講支援事業	●									23
	②福祉教育活動推進事業	●									
	③学校等への出前体験教室開催事業	●						●	●	●	
(8) 施設の管理・運営に関すること											
②-1	①長門市地域福祉センター（指定管理）	●									20
	②階相談室：更生保護サポートセンター	●									
②-1	②地域生活支援センター（ふらっとホーム）		●								20外
	③地域活動支援センター（Ⅱ型）「たけのこ村」			●							

②-3	④災害ボランティアセンター資材備蓄倉庫			●					●宗頭		●県資材	27
	⑤事務局（各支所）施設	●	●	●					●	●	●	20
	⑥介護保険事業所	●	●			●					●	37~
	⑦小規模多機能ホーム「ひだまり長門」										●	46
	⑧グループホーム「やすらぎの里」										●	48
	⑨へき地保育所（俵山幼稚園）	●						●				31
	⑩児童養護施設（俵山湯の家）	●						●				33

(9) 住民福祉活動の支援に関するこ

③-3	①福祉バス運行事業	●								●		31
-----	-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	----

★地域福祉活動部門

◎地域福祉活動の推進

本市においては、少子高齢化や人口減少が急速に進む中、地域で見守りや支援が必要な世帯や要援護者の増加に伴う様々な問題への対応が急がれています。特に、ひきこもりや生活困窮など複合的な課題を抱えた方の自立や社会参加に向けた個別支援や、自分から支援の声を上げることのできない方の情報収集や対応が重要になります。こうしたなか、幅広い事業を展開する本会の特性を生かし、在宅福祉や地域福祉をはじめとする各部門それぞれの強みを生かしながら連携を図り、これらの支援困難ケースに真摯に取り組みます。また、7地区社協への更なる支援と連携強化を図るとともに、「自治会福祉部設置助成」事業を通じ、小地域や自治会を主体とした住民同士の助け合いによる仕組みづくりや福祉活動の推進を支援します。さらには、老若男女・障害の有無を問わず誰もが気軽に利用できる「コミュニティカフェ」の設置・運営を通じ、新しい形の地域の居場所づくりを推進するとともに、市の生活支援体制整備事業や地域福祉エリア支援員との連携・情報共有による、新たな地域課題を解決するための仕組みづくりを模索していきます。

また、平成29年3月に策定した「第3次長門市地域福祉活動計画」における基本目標の一つである「自助・互助・共助を高める」に沿って、地域住民をはじめ各種団体、地区社協、行政、各関係機関と連携・協働しながら、各種事業を効果的に実践できるよう取り組んで参ります。

施策区分	地域福祉活動部門	分類									予算書 ページ	
		市社協 事務局	ふらっ とホー ム	たけの こ村	●支所・事務局			○地区社協				
					通	仙崎	深川	俵山	三隅	日置	油谷	
③-3	①地区社協活動推進事業	●			○	○	○	○	○	○	○	23・29
①-1	②自治会福祉部活動推進事業	●			●	●	●	●	●	○	●	29

(地区社協自主事業)

①-3	①表彰行事（含福祉まつり）開催事業					○			○		○	23 29
①-1	②友愛訪問活動実施事業								○	○	○	
①-3	③災害支援事業（災害時要配慮者支え合いマップ作成、避難訓練等）						○	○	○			
①-3	④黄色い旗運動							○				
③-3	⑤男性（ふれあい）料理教室開催事業					○	○	○	○	○		
③-1	⑥子育て支援（スタートブック）事業					○		○	○	○		
	⑦配食サービス事業				○					○		
③-3	⑧3世代交流事業				○		○				○	
	⑨認知症徘徊模擬訓練				○							

★在宅福祉サービス部門

◎在宅福祉サービスの充実

地域において、高齢者や障害者がいきいきと暮らしていくために各種事業を展開します。現在、市内で特に高齢化率の高い油谷、俵山、通地区への地域密着型サービス提供として、小規模多機能ホーム「ひだまり長門」、また、平成30年6月よりグループホーム「やすらぎの里」、平成27年2月より「かよいディサービスセンター」を開設し、独り暮らしや認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援していきます。平成28年4月からは地域包括ケアシステムの中核となる、介護予防・日常生活支援サービスである新しい総合事業が長門市でも導入されており、各事業所で利用者に喜ばれるサービス提供ができるように、より一層努力し取り組んでいきます。

さらに地域共生社会の実現に向けた取組みの一環として、平成31年4月より、長門市から地域包括支援センター事業の委託を受け、油谷保健福祉センター内に「長門市西地域包括支援センター」を運営しています。地域的には日置・油谷地区を担当し、職員は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員の4名体制とし、地域に身近な相談対応と地域づくりを担います。

次に障害者の支援として、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を運営し、相談支援専門員による障害者の基本相談及び障害者サービス等計画作成を行っています。平成26年10月からは「地域活動支援センターだけのこ村」事業を開始し、竹や畠での生産活動、長門市社協PRキャラクター『ほえっぴー』グッズの出荷作業などの就労体験の場、社会交流の場、気軽に相談できる場として、様々なプログラムを提供しています。令和元年5月より指定一般相談支援事業所の運営を開始し、令和2年4月から長門市障害者相談支援事業の委託を受け、社会福祉士、介護福祉士、ひきこもり支援相談士等の専門職を配置し、障害者等からの幅広い相談に対応します。

施策区分	在宅福祉サービス部門	分類									予算書 ページ	
		事務局	ふらっと ホーム	自立支援 ホーム	だけの こ村	●支所		○地区社協				
						通	仙崎	深川	俵山	三隅	日置	油谷
②-3	①西地域包括支援センター										●	50
	②居宅介護支援事業	●	移								●	39
	③訪問介護事業										●	41
	④訪問入浴事業										●	37
	⑤通所介護事業	●				●					●	43
	⑥小規模多機能型居宅介護事業										●	46
	⑦認知症対応型共同生活介護事業										●	48
	⑧自立支援型・緩和型ヘルプサービス	●									●	31
	⑨はつらつ外出支援事業(①-3)	●										29
	⑩自立支援型・地域版デイサービス	●				●	●	●		●	●	43
	⑪障害者総合支援法事業 ア・居宅介護	●		移							●	52
	イ・移動支援事業	●										
	ウ・地域活動支援センター事業(再掲)					●						
	エ・長門市障害者相談支援事業					●						
⑬	オ・指定一般相談支援事業(障害者)					●						
	カ・指定特定相談支援事業(障害者・障害児)					●						
	⑫福祉機器貸出事業 フ・福祉車両	●								●	●	20
	イ・福祉用具	●	●							●	●	
⑭	⑬介護用品等給付 ア・赤い羽根ステッキ	●	●		●					●	●	27

★住民参加型福祉サービス部門

(1)社会参加・生きがいの推進・(2)ボランティア・市民活動の推進

『みんなが主役、誰もが住み続けたいまちづくり』を実現させるためには、公的なサービスの整備と充実を図ることは勿論、公的には対応できない生活課題やニーズに対応できるよう住民参加による相互援助の仕組みづくりが非常に重要です。そのため、市社協では引き続き住民参加型の相互支援事業である「サービスまごころ」の推進と充実を図り、一般住民が協力会員として活動に参加することで、社会参加と生きがいの推進を支援していきます。また、福祉人材の育成においては、市民の皆様から大変好評を得ている「介護職員初任者研修」受講支援事業も、市内の介護労働者不足を補い福祉人材を養成することを目的として継続実施します。

地域活動支援センター「たけのこ村」においては、引き続き利用者と交流し社会参加を支援するサポートや、竹細工、竹炭・竹酢液製造、農作業等を通じて利用者を支援するボランティアを募集しています。また、多くの方がボランティア活動に興味を持っていただけるように、活動の様子や情報を広報紙やホームページ等を通じ地域に広く発信し、住民のボランティアに対する意識の高揚に努めるとともに、地域のボランティアニーズをしっかりと把握し、個人の様々な技能を活かして地域福祉活動に結びつけることができるコーディネート機能の充実、強化を図ります。

次に、本市において重大な災害が発生した場合、本会が災害ボランティアセンターを設置・運営し被災地でのボランティア活動の支援を行うことから、活動に必要なスコップなど災害ボランティア用資機材を多数確保し、市役所油谷支所倉庫（県社協ストックヤード）、地域活動支援センター「たけのこ村」資材保管倉庫、三隅宗頭文化センター倉庫の3ヶ所に備蓄しています。また、平成28年度に作成した「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を基に、引き続き職員間での研修を通じて職員の災害に対する意識の向上を図り、もしもの時、スマートに設置・運営する体制づくりができるよう努めています。更に、災害ボランティア登録者を対象とした研修会も継続開催します。

施策区分	住民参加型福祉サービス部門	分類									予算書 ページ	
		事務局	ふらっとホーム	たけのこ村	●支所			○地区社協				
(1) 社会参加・生きがいの推進に関すること					通	仙崎	深川	俵山	三隅	日置	油谷	
③-2	①サービスまごころ (住民参加型在宅福祉有償サービス)	●									29	
③-3	②介護職員初任者研修受講支援事業（再掲）	●									23	
③-3	③ふれあい・いきいきサロン推進事業 ア・サロン開設、助成	●			●			●	●	●	27	
	イ・サロン担い手養成研修	●							●	●	31	
(2) ボランティア・市民活動の推進に関すること												
③-2	①ボランティア養成講座事業	●							●	●	●	27
③-3	②研修、サロン活動等におけるレクリエーション用機器の貸出	●	●						●	●	●	27
③-2	③ボランティア活動保険	●							●	●	●	27
③-1	④24hテレビチャリティ募金への協力	●	●									29
①-3	⑤災害ボランティアセンター用資材の確保	●		●							●県委託	27
	⑥災害ボランティアセンター用資材倉庫運営	●		●								27

★福祉サービス利用支援部門

(1)相談支援活動に関すること

ショッピングセンター「ウエーブ」の閉店に伴い、今年1月より、自立相談支援センター「ふらっとホーム」は深川郵便局隣りの自立支援ホーム（正明市4区）へ移設しました。「ふらっとホーム」では、引き続き、生活困窮者自立支援事業と地域福祉権利擁護事業、成年後見相談支援・受任事業における総合相談及び支援業務を行っています。居宅介護支援事業所の業務は長門市地域福祉センターへ移行しました。

※ (1) -③ 地域福祉権利擁護事業、(1) -④ 成年後見事業とは・・・

日常生活上の判断が十分できず、自分で金銭管理などが困難な方に代わって生活費の管理や重要書類の保管、福祉サービス受給手続きなどを行う地域福祉権利擁護事業と、財産管理や契約のできない方への成年後見制度の利用支援、並びに裁判所からの委任により本会が直接後見人となる法人成年後見受任事業にも従来通り積極的に取り組みます。

(2)長門市地域活動支援センター「たけのこ村」事業

平成24年度から地域活動支援センターの運営を始め、平成26年10月からは「地域活動支援センターたけのこ村」の供用を開始し5年が過ぎました。障害のある方に対して、創作的活動、生産活動の機会を提供したり、社会との交流促進や就労に向けての訓練や体験等を実施しています。また、障害者相談支援事業も合わせもち、総合的な相談窓口となるほか、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な関係機関と連携しながら、支援体制の強化、充実に努めます。

(3)生活困窮者の自立支援に関すること

①生活困窮者自立支援事業

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、引き続き、以下の3事業を市より受託実施します。対象者が自立し社会参加及び困窮状態から早期に脱却できるよう、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を行うため、行政や各関係機関及び地域と連携しながら、幅広い相談体制による様々なケースに対応した寄り添い型の個別支援を展開します。

ア 自立相談支援事業

生活困窮者の課題の把握、支援計画を踏まえた包括的な支援、地域のネットワークづくり等を行います。

イ 家計改善支援事業

生活困窮者の家計収支全体の改善のため、家計簿活用の個別指導等の家計管理に関する指導、支援を行います。

ウ 就労準備支援事業

一般就労（場合によっては福祉的就労、中間就労も含む）に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を行います。

(3)-②ア 自立支援ホームの運営（自主事業）

正明市4区の深川郵便局隣りの民家の一部を改修し、「自立支援ホーム」として火災や災害により居住が困難になった方や生活困窮による住所不定者など様々な事情で住居が必要な方に対し、短期的に居場所を提供します。一時的に身を落ち着け、心身ともに安定することで次のステップに進むための準備と支援を行います。

(3)-②イ 緊急支援事業（資金・食糧物資等）

生活困窮者等の自立支援を図る目的から、従来の生活福祉資金・生活安定対策資金（県資金）の制度に加え、本会独自の制度である「法外援護資金貸付事業」を緊急時の貸付事業として実施します。また、フードバンク事業の実施により、対象者が食糧品及び軽微な日用品等の緊急支給が必要な際に、現物支給による支援を行います。

施策区分 福祉サービス利用支援部門		分類										予算書 ページ
		事務局	ふらっ とホー ム	自立支援 ホーム	たけの こ村	●支所		○地区社協				
(1) 相談支援活動に関すること		通	仙崎	深川	俵山	三隅	日置	油谷				
②-1	①福祉総合相談	●	●		●				●	●	●	20
	②法律相談事業への支援	●										
②-4	③地域福祉権利擁護事業	●	●									31
	④成年後見相談支援・受任事業	●	●									
①-2	⑤ひきこもり支援		●		●							53
	⑥障害者相談支援事業（再掲）				●							
②-1	⑦更生保護サポートセンターとの連携	2F										20
	⑧フリースペース事業（自主事業）			●								

(2) 長門市地域活動支援センター「たけのこ村」事業

②-1	①長門市地域活動支援センター（Ⅱ型）事業			●						
③-2	②「竹」をテーマにした作品・製品づくりや農作業による生きがいづくり、授産事業			●						
②-1	③障害者相談支援事業所（委託・指定一般・指定特定）			●						

(3) 生活困窮者の自立支援に関するこ

①-2	①生活困窮者自立支援事業	●	●		●				●	●	●	31	
	ア・自立相談支援事業	●	●		●				●	●	●		
	イ・家計改善支援事業	●	●		●				●	●	●		
	ウ・就労支援事業	●	●		●				●	●	●		
	②生活困窮者自立支援事業（自主事業分）												
ア・自立支援ホームの運営				●	⇒ 長門深川郵便局隣接								27
イ・緊急支援事業													
・法外援護資金貸付事業		●	●		●				●	●	●	25	
・フードバンク事業		●	●						●	●	●	23・27	
③資金貸付事業（県資金）													
・生活福祉資金貸付事業		●	●		●				●	●	●	31	
・生活安定対策資金貸付事業		●	●		●				●	●	●	26	

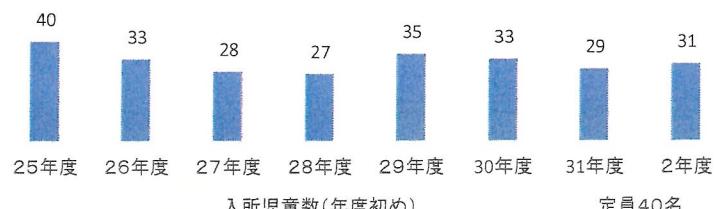
★兒童福祉部門

(1) 児童福祉の推進

こどもたちが地域で健やかに育つように各種事業を展開します。特に本会の特徴ともなっている児童養護施設「俵山湯の家」や、「俵山幼稚園」の運営を引き続き推進します。受託事業であるファミリーサポート事業については、引き続き保育士資格を有する職員を配置し、協力会員不足にも対応できるよう支援を広めていきたいと考えています。

(2) 俵山湯の家の運営

前年度の不祥事につきましては皆様に
大変なご迷惑をおかけしました。本年度
はそのようなことがないように綱紀の粛
清を図ってまいります。



元年度は定員40名が確保できていたのですが、2年度は前年度入所者数が少ないため暫定定員38名となります。運営的には厳しい年度となります。新たに職員を4名採用することができ、退職は1名であったため配置基準の4：1を満たすことになり、措置費の増額が見込めます。また、更に家庭支援専門相談員1名を配置すること等により措置費の更なる増額を図り、健全な運営に努めます。

入所児童についても、各児童相談所との連携を密にして児童の確保に努め、3年度の暫定解消を図ります。29年度、国の方針による施設の小規模化については、地域や湯の家の現状に見合った、より詳細な計画の検討を行ってまいりますが、当面、女子グループケアの再開を目指して物件及び職員の確保を図ります。従来から取り組んでいます長門地域及び萩地域の要請に応じた子育て短期支援事業についても、2、3の要望も生じており、更に積極的に取り組み、地域児童福祉の推進に寄与するとともに、長門市地域公益活動推進協議会の一員として地域福祉の推進に努めます。

児童福祉部門			分類								予算書 ページ	
施策区分	事務局	ふらつ とホー ム	自立支援 ホーム	だけの こ村	●支所		○地区社協					
					通	仙崎	深川	俵山	三隅	日置		
(1) 児童福祉の推進に関すること								●				
②-3 ①へき地保育所運営事業（俵山幼稚園）	●											
②-3 ②ファミリーサポート事業	●										31	
③-3 ③チャイルドシート貸出事業	●								●	●	●	
③-1 ④学校等への出前体験教室開催事業（再掲）	●（地域 公益会）								●	●	●	
(2) 俵山湯の家	湯の家										20	
②-3 ①児童養護施設運営事業（俵山湯の家）ア・入所児童の養護支援事業	●											
イ・子育て短期支援事業	●											
ウ・グループ・ケア事業（1か所）	●										33	

★区域内の社会福祉法人による公益的な活動

(1) 長門市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の運営（事務局）と参加

法律上における社会福祉協議会の役割は、社会福祉法第10章第2節第109条に示されていますが、その中に法人の構成要件として「区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加する」という記述があり、つまり本来、それらの他法人や団体と連携して事業を展開する事が求められています。

本会は平成28年度の社会福祉法抜本改正の動向を見極め、平成26年11月から社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に向け、市内の社会福祉法人と協議、連携を深め、現在では以下のとおり、他市には無い長門市独自の公益的事業や活動を推進するため、その調整役として事務局を担うほか、一参加法人（社協）、施設（俵山湯の家）としても活動しています。詳細は以下のとおりです。

市内社会福祉法人の連携による 公益的な活動部門			分類							
			事務局	参加社会福祉法人名						
施策区分	明和会	清風会		新永 福祉会	福祥会	へき寿会	永久会	同心会	社会福祉協 議会	
②	長門市社会福祉法人地域公益活動推進協議会事務局運営	●								
①	ア. 推進協議会（各社会福祉法人理事長・施設長参画）	●	●	●	●	●4施設	●	●	●	●法人 +1施設
③	イ. 企画運営会議の開催（全法人参加/月1回）	●	●	●	●	●4施設	●	●	●	●法人 +1施設
	ウ. 4部会（5事業=以下に記載）の開催（抜粋）	●				●				
	①調査研究事業									
	a. 先進地視察の実施	●				●				
	b. アンケート調査の実施	●				●				
③-1	c. 介護フェスティナガとの開催	●				●	●	●	●	●※11月21日（土曜日）
	②講座開催事業									
	a. 上記介護フェスティナガ等における公開講座の企画・開催外	●				●				
③-1	b. ふれあい・いきいきサロン、自治会福祉部等への出前講座の実施	●				●				
	c. 市内の小中学校が計画、実施する福祉プログラムへの協力	●				●				
③-2	b. 各種養成講座の実施	●				●				
②-1	③安心相談事業（福祉総合相談）	●				●ながと、みすみ、ゆや、へきふるさとまつり				
	④生活支援事業									
②-3	a. 粗大ごみ出しサービス（市民児協協力）⇒主な担当地区	●	●三隅	●三隅	●深川	●深川	●日置	●油谷	●油谷	●通・仙 崎・俵山
②-3	b. 買い物支援サービス（おでかけサロン移送部門担当）	●				●	●	●	●	●（市の事業に協力）
①-2	⑤生活困窮者自立サポート事業（介護資格取得支援）	●				●				

